

2022 年 1 月 12 日

大塚製薬株式会社

## エクオール含有食品に関し保有する特許権に係る審決取消訴訟判決(勝訴)について

大塚製薬株式会社(本社:東京都、代表取締役社長:井上 眞、以下「大塚製薬」)は、当社がエクオール含有食品に関し保有する特許権(登録第 6275313 号、発明の名称:エクオール含有抽出物及びその製造方法、エクオール抽出方法、並びにエクオールを含む食品)(以下、「本特許権」といいます。)について、審決取消訴訟※が係属しておりましたところ、当社の主張が認められ、令和 3 年 12 月 16 日、本特許権の有効性を維持する判決が下されましたので、お知らせいたします。

当社は、引き続き当該技術分野の発明の保護のため、厳正な対応を続けるとともに、高い品質・安全性と科学的根拠に基づいた製品や情報の提供を行い、皆様の健康をサポートしてまいります。

### 【大塚製薬のエクオール含有食品】

大豆イソフラボンを乳酸菌で発酵させた世界初のエクオール含有食品として、2014 年 4 月に発売した「エクエル」は、40代以降の女性ための基礎サプリメントとして健康と美容をサポートしています。また女性のライフステージに寄り添う「エクエルジュレ」、「トコエル」にもエクオールを含有し、幅広い年代の女性に寄りそう「エルシリーズ」として展開しています。

参考：<https://www.otsuka.co.jp/eql/tab/equol/about.html>

参考：<https://www.otsuka.co.jp/eql/>

※ 裁判所	知的財産高等裁判所
事件番号	令和 2 年(行ケ)第 10150 号
事件名	審決取消請求事件
原告	株式会社ダイセル
原告補助参加人	株式会社アドバンスト・メディカル・ケア
被告	大塚製薬株式会社